

**福島市議会基本条例を制定しました**  
(平成26年3月27日可決、同年4月1日施行)

**■条例策定の目的**

この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的としております。

**■条例の構成**

**前文**

**第一章 総則**

**第一条 目的**

**第二条 基本理念**

**第三条 基本方針**

**第二章 議会及び議員の活動原則**

**第四条 議会の活動原則**

**第五条 議員の活動原則**

**第三章 災害対応**

**第六条 災害時における議会の活動**

**第七条 災害時における議員の活動**

**第四章 議会運営**

**第八条 民主的かつ効率的な議会運営**

**第九条 議会の会期**

**第十条 議長の責務及び役割**

**第十一条 委員会の適切な運営**

**第十二条 全員協議会及び委員協議会**

**第十三条 会派**

**第十四条 政務活動費**

**第十五条 市民及び議会の関係**

**第十六条 会議の公開**

**第十七条 情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任**

**第十八条 市民参加の推進**

**第十九条 議会及び行政の関係**

**第二十条 議会及び議員並びに市長等の関係**

**第二十一条 重要な政策等の説明**

**第二十二条 説明資料の要求**

**第二十三条 議決事件の拡大**

**第二十四条 自由討議の推進**

**第二十五条 議員間の自由討議**

**第二十六条 政策討論会**

**第二十七条 政策立案及び政策提言の推進**

**第二十八条 議会の機能強化**

**第二十九条 議会改革の推進**

**第三十条 議員研修の充実及び強化**

**第三十一条 議会事務局の機能強化及び体制整備**

**第三十二条 議会予算の確保**

**第三十三条 議会図書室**

**第三十四条 政策立案及び政策提言の機能強化**

**第三十五条 議員の政治倫理、身分及び待遇**

**第三十六条 議員の政治倫理**

第二十四条 政策立案及び政策提言の推進  
の機能強化  
第九 議員の政治倫理、身分及び待遇  
第二十五条 議会改革の推進  
第三十 議員の政治倫理  
第二十六条 議員研修の充実及び強化  
第三十一 議員定数  
第二十七条 議会事務局の機能強化及び体制整備  
第三十二 議員報酬  
第二十八条 議会予算の確保  
第三十三 最高規範性及び見直し手続  
第三十四 最高規範性及び見直し手続

**■福島市議会基本条例の概要**

□基本方針の三本柱□



「市民に開かれた議会」

市民が積極的に議会に参加するためには、議会活動の公開が前提となることから、公平性、公正性及び透明性を高めるとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、市民に開かれた議会の実現を目指します。

「議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会」

二元代表制の下、合議制の機関としての特性を生かし、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、多様な意見の中から市政の課題に対する論点及び争点を明確にし、合意形成を図る議会の実現を目指します。

「政策立案や政策提言を積極的に行う議会」

市長その他の執行機関との緊張ある関係を保ちながら、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の意思を的確に市政に反映させる議会の実現を目指します。

□新たな取り組み□

「通年議会」

会期を通年とします。

通年の会期とは、定例会や臨時会の区分を設けず、毎年、通年とするための条例で定める日から翌年の当該日の前日までの(1年間)を会期とするものです。※会期を通年とする条例については、平成26年6月定例会において制定を予定しており、平成26年8月1日施行を目指しております。

「災害対応」

東日本大震災の被災地としての経験・教訓を踏まえ、大規模災害時において、被災市民の救援と災害復旧のために、非常事態に即応した議会の活動方針について定めます。